

■資料（根拠法令）

●報告第2～5号

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の根源に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 省略

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が50万円以下のもの

3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の10分の1を超えず、かつ、500万円以下である変更契約を締結すること。

4～6 省略

●諮問第1号

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条

1～2 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 省略

●議案第3～4号

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合には、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合には、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前 2 項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手順に準じて行わなければならない。

四万十町町道の認定基準に関する規程

(認定基準)

第 2 条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 公共施設への連絡路であるもの
- (2) 港、駅等への連絡路であるもの
- (3) 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- (4) 人家地帯への連絡路であって生活道として重要であるもの
- (5) 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- (6) 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- (7) 町道間の連絡上重要であるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの

●議案第 5 号

地方自治法（抜粋）

(市町村内の町又は字の区域)

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

土地改良法（抜粋）

(換地処分)

第 54 条

1～2 省略

3 土地改良区は、換地処分をした場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届

け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合には、遅滞なく当該換地処分があった旨を公告しなければならない。

5～7 省略

●議案第16号

過疎地域自立促進特別措置法（抜粋）

（過疎地域自立促進市町村計画）

第6条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

2～6 省略

7 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

●議案第17・18号

四万十町議会基本条例（抜粋）

（法第96条第2項の議決事項）

第11条 法第96条第2項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

（1）～（6） 省略

（7） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

（8） 障害者計画・障害者福祉計画

（9） 省略

●議案第21号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（抜粋）

（選挙長等の費用弁償額）

第14条 選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、選挙分会長。以下この条において同じ。）、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人が職務のために要する費用の額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 選挙長	1日につき	10,600円
（2） 投票所の投票管理者	1日につき	12,600円
（3） 期日前投票所の投票管理者	1日につき	11,100円
（4） 開票管理者	1日につき	10,600円
（5） 投票所の投票立会人	1日につき	10,700円
（6） 期日前投票所の投票立会人	1日につき	9,500円

(7) 開票立会人	1 日につき	8,800 円
(8) 選挙立会人	1 日につき	8,800 円
2～3 省略		

●議案第 43～59 号

地方自治法（抜粋）

(公の施設の設置、管理及び廃止)		
第 244 条の 2		
1～2 省略		
3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。		
4～5 省略		
6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。		
7～11 省略		

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（抜粋）

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)	
第 5 条 町長等は、公の施設の正確、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第 2 条の規定による公募によらず、本町が出資している法人、公共団体又は町内の法人若しくは公共団体等（事項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することが出来る。	
2 省略	

●議案第 43 号

四万十町大正老人福祉センター条例（抜粋）

(管理)	
第 3 条 センターの管理は、法人その他の団体であって別に定めるところにより、町長が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。	

●議案第 44・45 号

四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例（抜粋）

(管理)	
第 3 条 福祉センターの管理は、法人その他の団体であって別に定めるところによ	

り、町長が指定した者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

●議案第46号

四万十町十和認知症高齢者グループホーム条例（抜粋）

（管理）

第4条 グループホームの管理は、設置の目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって、町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

●議案第47～49号

四万十町デイサービスセンター条例（抜粋）

（管理運営）

第3条 センターの管理及び運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 省略

●議案第50号

四万十町大正生活支援住宅条例（抜粋）

（管理及び運営）

第3条 省略

2 町長は、支援住宅の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であって町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 省略

●議案第51号

四万十町湯の里ふれあいの家条例（抜粋）

（管理）

第5条 ふれあいを家の管理及び運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 省略

●議案第52号

四万十町興津青少年旅行村条例（抜粋）

（管理運営）

第4条 旅行村は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、町長が指定する法人その他の団体（以下「指

定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 省略

●議案第 5 3 ～ 5 4 号

四万十町昭和ふるさと交流センター等条例（抜粋）

（指定管理者）

第 3 条 省略

2 町長は、施設の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であつて町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 ～ 5 省略

●議案第 5 5 号

四万十町地場産業振興センター条例（抜粋）

（管理運営）

第 4 条 省略

2 センターの管理及び運営は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

●議案第 5 6 号

四万十町総合交流拠点施設条例（抜粋）

（管理運営）

第 3 条 交流拠点施設の管理及び運営は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

●議案第 5 7 号

四万十町窪川四万十会館条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第 3 条 会館の管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

●議案第 5 8 号

四万十町四万十緑林公園条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第 3 条 公園の管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第

67 号。以下「法」という。) 第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。
以下同じ。) に行わせるものとする。

●議案第 59 号

四万十町窪川 B & G 海洋センター条例（抜粋）

（指定管理者による管理）

第 3 条 海洋センターの管理は、町長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定する指定管理者をいう。以下同じ。）
に行わせるものとする。